



令和3年3月31日をもって解体工事業の専任技術者要件の経過措置期間が終了します。

以下の有資格区分（コード）で登録された専任技術者では、令和3年4月1日以降解体工事業の営業を行うことはできません。

		有資格区分（コード）	
一般 建設業		1 C、1 D、2 A、2 B、4 A、4 B	1 A、1 B、1 E、4 C、4 D、5 A、5 B、6 A、6 B、6 C、7 A
特定 建設業		1 C、2 A、4 A、4 B	1 A、1 B、1 D、1 E、2 B、4 C、4 D、5 A、5 B、6 A、6 B、6 C、7 A
			
必要な 手続き	1	①登録解体工事講習の修了 ②解体工事の実務経験1年以上 いずれかの要件を満たし、有資格区分の変更届を提出。	（上記有資格区分は登録解体工事講習の修了や実務経験1年では要件を満たしません。）
	2	他の資格等を取得し要件を満たし、有資格区分の変更届を提出。	
	3	他に要件を満たす者に専任技術者を交代し、専任技術者の変更届を提出。	

令和3年3月31日までに手続きを行わない場合、解体工事業の建設業許可は失効します。

《提出が必要な書類》

専任技術者の有資格区分変更

【閲覧対象】 提出部数 3 部

○別紙四（専任技術者一覧表）

【閲覧対象外】 提出部数 3 部

○別とじ表紙

○様式第 8 号（専任技術者証明書）

○資格証明書 経過措置の対象となった資格

登録解体工事講習の修了証（講習修了の場合）

○様式第 9 号（実務経験証明書）（1 年以上の実務経験を証明する場合）

【確認資料】 提出部数 1 部

○実務経験を確認するための書類（契約書等）

（1 年以上の実務経験を証明する場合 原本提示の上写しを提出）

専任技術者の変更（交代）

【閲覧対象】 提出部数 3 部

○様式第 22 号の 2（変更届出書）

○別紙四（専任技術者一覧表）

【閲覧対象外】 提出部数 3 部

○別とじ表紙

○様式第 8 号（専任技術者証明書） ※追加と削除で別に作成が必要

○資格証明書（原本提示の上写しを提出）

○様式第 9 号（実務経験証明書）（実務経験により専任技術者となる場合）

【確認資料】 提出部数 1 部

○専任技術者の常勤性確認資料（新たに専任技術者となる者のみ）

○実務経験を確認するための書類（契約書等）（原本提示の上写しを提出）

《問い合わせ先・変更届の提出先》

提出先	住所	電話番号
下田土木事務所	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2104
熱海土木事務所	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9161・9162
沼津土木事務所	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	055-920-2203
富士土木事務所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2458
静岡土木事務所	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308・9309
島田土木事務所	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1	0547-37-5271
袋井土木事務所	〒437-0042 袋井市山名町 2-1	0538-42-3212
浜松土木事務所	〒430-0915 浜松市中区中央 1-12-1	053-458-7255・7256

書類の記載方法等については「建設業許可の手びき」を御参照ください。